

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月27日
【会社名】	日本車輛製造株式会社
【英訳名】	NIPPON SHARYO, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森村 勉
【本店の所在の場所】	名古屋市熱田区三本松町 1 番 1 号
【電話番号】	052-882-3313
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 戸松 裕二
【最寄りの連絡場所】	名古屋市熱田区三本松町 1 番 1 号
【電話番号】	052-882-3313
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 戸松 裕二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番 2 0 号)

## 1【提出理由】

当社および当社グループの財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

平成27年10月27日

### (2) 当該事象の内容

個別決算における価格調整金の計上について

当社は、米国所在の子会社であるNIPPON SHARYO U.S.A., INC (以下「日本車両USA」という)との取引に係わる移転価格について、日本および米国の移転価格税制を踏まえ、二重課税を防止する観点から、今年度より同社との契約金額の配分に関する契約に基づき、調整の必要が生じた場合に両社間で価格調整金の受払いを実施し、同調整金額を営業費用に計上することとしました。

今年度の価格調整金としては、当社から同社に対して下半期に49億円程度を支払う予定としております。

繰延税金資産の取り崩しについて

当社は、価格調整金の支払いなど当期の業績見通し等を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討を行った結果、平成28年3月期第2四半期決算において当社の繰延税金資産を全額取り崩すこととしました。

個別決算における関係会社株式評価損ほかの計上について

日本車両USAは、今年6月に増資を実施したことから債務超過を解消しましたが、平成28年3月期第2四半期におきまして再度債務超過状態となったことから、当第2四半期個別決算において、当社が保有する日本車両USAの株式について関係会社株式評価損を計上したほか、将来の当該会社の事業上の損失に備え、関係会社事業損失引当金繰入額を計上しております。

### (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

平成28年3月期の下半期の個別決算において、49億円程度を営業費用に計上する予定です。

平成28年3月期第2四半期決算において、法人税等調整額として4,824百万円を計上しております。

平成28年3月期第2四半期の個別決算において、関係会社株式評価損として2,351百万円、関係会社事業損失引当金繰入額として922百万円を計上しております。

なお、およびについては、連結決算においては相殺消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

以上